

伊勢崎市プロポーザル（技術提案書）に基づく建設コンサルタントの選定要領

（目的）

第1条 この要領は、伊勢崎市が土木事業及び建築事業に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタントに発注しようとする場合に、当該業務の内容が技術的に高度なものについては、建設コンサルタントにプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な業者を選定する手続について必要な事項を定め、もって良質な公共施設の確保に資することを目的とする。

（契約手続）

第2条 業者の選定終了後行われる契約手続は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づいて行うものとする。

（建設コンサルタント選定委員会）

第3条 建設コンサルタントからプロポーザル（技術提案書）の提出を受け、当該業務について技術的に最も適した者を選定するため、建設コンサルタント選定委員会を設置する。

2 建設コンサルタント選定委員会は、次に掲げる事項を調査審議した上で最高得点取得者を選定するものとし、当該業者が当該業務に係る契約の相手方として最適である旨市長に報告するものとする。

- (1) 提案要請書の審査及び評価方法の決定
- (2) プロポーザルの提出を求める業者の選定
- (3) プロポーザル評点付与

3 建設コンサルタント選定委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 委員の中から市長が任命する。
- (3) 委員 市職員のうち市長が指名するもの

4 委員長は、会務を総括し会議の議長となる。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（プロポーザルに基づき執行する業務）

第4条 プロポーザルに基づき執行する業務は、次の条件に該当する業務の中から市長が定めるものとする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境調査、広報計画調査、意向調査等の幾つかの分野にまたがる計画調整を行う調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物計画調査、高度な構造計算等比較検討を要するもので高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務（建築事業に係る業務にあつては、基本設計から工事管理まで一貫発注する業務）
- (5) その他プロポーザルに基づき執行すべきであると市長が認める業務（提案要請書）

第5条 提案要請書には、建設コンサルタントに発注しようとする調査設計等の業務についてプロポーザルを作成するために必要な次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の目的
- (2) 業務の内容及び成果品
- (3) 業務実施上の条件（履行期間、貸与資料目録、技術基準等）
- (4) プロポーザルに記載すべき事項

2 前項第4号に掲げるプロポーザルに記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設コンサルタントの経歴及び能力 建設コンサルタントの経歴、技術職員の状況、過去3箇年の業務経歴、財政状況、類似業務の経験、類似プロジェクトのデザインその他
- (2) 業務実施担当技術職員の経験及び能力 担当技術管理者及び技術者の構成並びにこれらの者の略歴、類似業務の経験その他
- (3) 業務実施方針及び手法 業務実施方針及び手法、提案要請書に対する意見、今後必要とする調査工程計画と技術者動員計画、代案等の提案その他（プロポーザルの評価基準）

第6条 プロポーザルの評価基準は、次の表に掲げるものとする。

項目	事項	評点限度
----	----	------

1 建設コンサルタントの経験及び能力	ア 建設コンサルタントの経歴 イ 技術職員の状況 ウ 過去3箇年の主な業務経歴 エ 財務状況 オ 類似業務の経験 カ 類似プロジェクトのデザイン キ その他	20点
2 技術職員の経験及び能力	ア 実施体制 イ 技術管理者（経験、資格、類似業務の経験その他） ウ 技術者（経験、資格、類似業務の経験その他） エ その他	40点
3 業務実施方針及び手法	ア 提案要望者の理解度 イ 業務実施方針の妥当性 ウ 手法の的確性、独創性及び現実性 エ 今後必要な調査 オ 代案等の有効性 カ 工程計画 キ 動員計画 ク その他	40点
	合計	100点

2 評点限度は、業務内容に応じて項目ごとにマイナス10点からプラス20点までの範囲で変更することができる。ただし、合計は、100点となるようにしなければならない。

3 業務の内容に応じて事項を追加削除することができる。

4 評点の算定は、各事項に配分する評点限度に次の表に掲げる評価区分に応じた係数を乗じて算出する。

評価区分	配点基準	係数
------	------	----

A	良い	1.0
B	普通	0.7
C	悪い	0.3

※小数点以下第2位未満四捨五入

(最適な業者の選定方法)

第7条 最適な業者の選定は、前条の評点合計と次の算式により算出した価格点の合計点（以下「総合得点」という。）が最も高い提出者とする。

価格点 = 100点 × (最低見積価格 / 各提出者の見積価格)

※小数点以下第2位未満四捨五入

2 前項の価格点の算定に当たっては、予定価格を超えてした見積価格の当該提出者は失格とする。

(実施上の留意事項)

第8条 プロポーザルの提出を依頼する場合には、測量、建設コンサルタント等業務有資格者名簿の中から発注しようとする調査設計等の業務に関し十分な処理能力を有する建設コンサルタントについて、プロポーザル提出の意思を確認の上3者から8者までの範囲で選定し、プロポーザルの提出を依頼するものとする。

2 建設コンサルタントが他の建設コンサルタントと共同し、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、プロポーザルにその旨明記させるものとする。

3 プロポーザルの提出に要する費用は、原則として当該提出者の負担とする。

4 市長は、不採用のプロポーザルの計画手法等が無断使用してはならないものとする。

5 最高総合得点取得業者のプロポーザルの内容については、当該業務の設計図書に明記するものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成24年1月23日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成24年6月5日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。